

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和4年4～6月分)

相談の受付件数

令和4年4～6月の受付件数は計507件。
 (うち北海道10件、東北26件、関東219件、北陸14件、中部37件、近畿90件、中国39件、四国5件、九州67件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全507件のうち、
 建設業者(元請)174件、建設業者(下請)75件、建設業者(その他)118件、発注者(公共)7件、発注者(民間)19件、不明65件、その他49件

主な相談内容その1

- 主任技術者を配置する少額の工事(100万円規模)について、主任技術者の常駐は必要か。
 - ➡ 常駐は不要。
- 監理技術者等(主任技術者)の専任が必要な工事について、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間があり、当該期間について発注者と建設業者の間で書面により専任を要しないことが明確になっている場合、当該工事の監理技術者(主任技術者)は、他の工事の監理技術者(主任技術者)にはなれるのか。
 - ➡ 専任を要しない期間、専任を要しない他の工事の監理技術者(主任技術者)として配置することは可能。
- 作業員名簿に、作業員の電話番号や免許証の番号、家族の情報について記載することになるかと思うが、個人情報保護の観点からなにか対策する必要があるか。
 - ➡ 建設業法上、作業員の電話番号や免許証の番号、家族の情報について記載することは定められていない。また資格や免許等を添付する際には、元請業者に相談し不必要な情報については、マスキングを行う等の対応をいただくとトラブル防止につながると思う。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	69
	②建設業許可関係	63
	③その他建設業法関係	155
社会保険全般	④社会保険加入関係	34
	⑤法定福利費関係	25
	⑥その他社会保険関係	10
	⑦請負契約関係	59
	⑧価格転嫁関係	11
	⑨その他	49

※各相談内容は、上記①～⑨の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- ・ 現在2次下請として建設工事を請け負いたいと考えており、受注額が建築一式工事で6,000万円を超えそうであるが、この場合一般許可業者は請け負うことができないのか。
 - ➡ 特定建設業の許可が必要な工事とは、発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円※1（建築一式の場合は6,000万円※2）以上を下請契約して工事を施工する者とされており、1次下請以降の下請業者については発注者から直接工事を受注していないため、一般建設業許可で請け負うことができる。
※1※2 令和5年1月1日より4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となった。
- ・ 下請け業者が提出してきた施工体制台帳の社会保険の項目に作業員がアルバイトと記載されているが、アルバイトは現場に入場してもよいのか。
 - ➡ 雇用保険、国民健康保険、国民年金への加入を確認できれば入場できる。なお雇用保険の加入については、労働時間が週20時間以上で、1か月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合となる。また、国民年金の加入については60歳以上であれば適用除外となる。
- ・ 雇用保険等に加入していない一人親方は現場入場できないのか。
 - ➡ 従業員を雇用していない個人事業主としての一人親方は、国民健康保険、国民年金への加入を確認できれば入場でき、国民年金の加入については60歳以上であれば適用除外となる。ただし、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合は、現場入場に際して雇用契約を締結し社会保険加入の手続きをとる必要がある。
- ・ 生コンクリートの価格高騰により元請業者に対して増額契約変更の申し出を行ったが、拒否されてしまった。元請業者と当方（下請業者）の契約書にはスライド条項の規定はないが、なんとかならないか。
 - ➡ 今般の価格高騰の影響を受けて、建設工事における取引においても適正な価格転嫁が行われるよう、国土交通省から公共発注者や建設業者団体等に対して通知「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付国不建第52号など）を発出しているため、まずは当該通知を元請業者に示したうえで再度協議をしていただきたい。なお、今後の取引においては、契約書にスライド条項の規定を追記いただくなどの対応は検討されたい。